

祝　　辞

平成二六・一〇・三　函館市民会館

日本弁護士連合会第五七回人権擁護大会

本日、日本弁護士連合会の第五十七回人権擁護大会が開催されに当たり、一言お祝いを申し上げます。

日本弁護士連合会は、人権問題の調査及び研究並びに人権意識の高揚を目的として、毎年、人権擁護大会を開催し、我が国における人権の擁護と人権尊重の思想の普及に大きく寄与してこられました。この年来の御尽力に対し、深く敬意を表します。

このような皆様方の御努力を含め多くの方々による努力が重ねられておりにもかかわらず、人権侵害は、なお多様化、複雑化しつつ広がりを止めないようにうかがわれます。障害者や高齢者をはじめ

とする社会的弱者に対する人権侵害は後を絶たない状況にありますし、インターネット上での人権侵害やいわゆるヘイト・スピーチなど新たに深刻化する分野もみられるようになっています。また、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故から三年半が経過しましたが、これが被災地域の方々をはじめとする多くの国民の生活に及ぼしている影響も人権を巡る状況を難しいものにしていると申せましよう。

本大会で障害者権利条約等がテーマとして取り上げられたのも、このような現状を背景とするものであります。人権を巡る問題の根底には、社会制度、経済情勢、さらには人の尊厳に関する国民の意識などが深く関わっています。本大会における御議論が我が國

の抱える人権に関する問題への理解を深めることに役立つものとなることを期待するものです。

終わりに、各位における人権意識の高揚と普及への御尽力が実を結ぶものとなることを念願して、私の祝辞といったします。

平成二十六年十月三日

最高裁判所長官 寺田逸郎